

入院患者さまへ

保険外併用療養費(180日を超える入院)のお知らせ

平成14年4月1日の診療報酬改定により、同一疾病による入院が、他院に入院されていた期間も含み、通算して180日を超えて入院されている患者さまは、これまでの入院に関する一部負担金以外に、入院医療費(入院基本料)の一部を自己負担していただくことが定められました。

●180日を超えた入院される患者さまは、次に掲げる金額をご負担いただくこととなります。

入院基本料の15%のご負担となります。

金額にして、
一般病棟(第1、第3病棟)に入院されている方

1日につき 2,376円(税込み)

●なお、以下の方はこの制度の対象外となります。

- ①厚生労働大臣の定める状態にある方
- ②療養病棟(南病棟)に入院されている方
- ③自賠責、労災保険で入院されている方

●入院期間の確認と退院証明書の提出について

当院に入院されるまでの3カ月間の入院歴を窓口で確認させていただきますのでお願いいたします。

また、以前に入院されていた医療機関から「退院証明書」が発行されている場合には、必ず受付にご提出くださいますようお願いいたします。

●正確な入院歴の申告をされなかった患者さまは

現在の保険医療制度では、患者さまはご自身の過去3カ月間の入院歴を医療機関に申告することが義務づけられており、もし、正確な入院履歴を申告されなかったことにより、医療機関に損失(保険外併用療養費にかかる特別の料金分)が発生した場合は、さかのぼって患者さまから徴収させていただきますので、十分にご留意ください。

この制度により、患者さまが窓口でお支払いになる金額は増えることとなりますが、その金額が医療保険(保険者)から医療機関に支払われる金額から差し引かれますので、医療機関の収入増となるものではありません。

その他、ご不明な点は医事課窓口までお問い合わせください。